

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条及び高知県企業立地促進要綱（以下「促進要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、高知県企業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助の目的)</p> <p>第2条 補助金は、促進要綱第5条第1項又は第6条第1項の規定による指定（以下「企業指定」という。）に係る工場等（以下「指定工場等」という。）の新設又は増設（以下「新增設」という。）をする際、第8条第1項及び第2項で規定する経費について、予算の範囲内で助成することにより、本県への企業立地を促進するとともに、産業の発展及び雇用機会の拡大を図り、もって本県経済の基盤強化を図ることを目的とする。</p> <p>【省略】第3条から附則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この要綱は、令和8年1月9日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条及び高知県企業立地促進要綱（以下「促進要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、高知県企業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助の目的)</p> <p>第2条 補助金は、促進要綱第3条第1項又は第4条第1項の規定による指定（以下「企業指定」という。）に係る工場等（以下「指定工場等」という。）の新設又は増設（以下「新增設」という。）をする際、第4条第1項及び第2項で規定する経費について、予算の範囲内で助成することにより、本県への企業立地を促進するとともに、産業の発展及び雇用機会の拡大を図り、もって本県経済の基盤強化を図ることを目的とする。</p> <p>【省略】第3条から附則</p>